

## 公立宍粟総合病院運営協議会設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

平成 28 年 10 月 1 日改正

### (設置)

第 1 条 公立宍粟総合病院（以下「病院」という。）の運営にあたって、市民の多様な医療ニーズを的確に把握し、地域医療体制づくりを推進するため、また、持続可能な病院経営のための意見を徴することを目的に、公立宍粟総合病院運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議会)

第 2 条 協議会は、地域住民の代表者、医療関係団体に属する者及び院長が必要と認めた者で構成し、市長が委嘱する。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

4 会長は、協議会の会議を総括し、議事進行にあたる。

5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

### (任期)

第 3 条 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 4 条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (協議事項)

第 5 条 協議会の審議すべき事項は、次の定めるところによる。

(1) 病院の運営に関すること。

(2) その他会長が必要と認める事項。

### (事務局)

第 6 条 協議会の事務局は総合病院総務課に置く。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定めることができる。